

訪問看護サービス契約書

利用者： _____ 様

事業者： 福あーる訪問看護リハビリステーション

様（以下、「利用者」といいます）と、株式会社福あーる訪問看護リハビリステーションの営む福あーる訪問看護リハビリステーション（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う訪問看護サービスについて、次のとおり契約を結びます。

第1条 （契約の目的）

事業者は利用者に対して、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問看護サービスを提供します。利用者は事業主に、提供された訪問看護サービスに対する所定の利用料及びその他の費用（以下、「利用料等」といいます）を支払います。

第2条 （契約期間）

1. この契約の契約期間は 年 月 日 から、第9条に基づく契約の終了まで、介護保険法の場合は利用者の要介護（支援）認定の有効期間満了日まで、本契約の定めるところにしたがって、当事業主が提供する訪問看護のサービスを利用できるものとします。
2. 上記の契約満了日の14日前までに契約終了の申し出がない場合、契約は自動的に更新されるものとします。

第3条 （訪問看護計画の作成・変更）

1. 事業者は、医師の診断に基づいて、利用者の病状・心身状況・日常生活全般の状況および希望を踏まえ、訪問看護計画を作成します。
2. 訪問看護計画は、居宅サービス計画が作成されている場合、その居宅サービス計画の内容に沿って作成します。
3. 事業者は、訪問看護計画の内容を、利用者およびその家族に対して説明を行い、利用者およびその家族の同意を得るものとします。
4. 次のいずれかに該当する場合、事業者は、第1条に規定する訪問看護の目的にしたがって、訪問看護計画を変更します。
 - ① 利用者の心身の状況・環境などの変化により、当該訪問看護計画の変更を要する場合
 - ② 利用者およびその家族などが、訪問看護計画の変更を希望する場合
5. 事業者は、前項の訪問看護計画の変更を行う場合、利用者およびその家族に対して書面を交付して説明を行い、利用者およびその家族の同意を得るものとします。

第4条 （主治医との関係）

1. 事業者は、主治医からの指示を文書で受け、訪問看護のサービス提供を開始します。
2. 事業者は、「訪問看護計画書」および「訪問看護報告書」を主治医に提出し、密接な連携を図ります。

第5条 （訪問看護サービスの内容）

1. 利用者が提供を受けることのできる訪問看護のサービス内容については、重要事項説明書に記載されているとおりです。
2. 事業者は、重要事項説明書に定めた内容について、利用者およびその家族に説明を行います。
3. 事業者は、利用者の居宅にサービス従事者を派遣し、第3条によって作成された訪問看護計画に基づき、利用者に対して重要事項説明書に定めた訪問看護のサービスを提供します。
4. 利用者およびその家族との同意をもって訪問看護計画が変更され、事業者が提供する訪問看護のサービス内容、または介護保険適用の範囲が変更となる場合、医師の指示によって訪問看護計画が変更になる場合は、利用者およびその家族の同意をもって、新たなサービ

ス内容を記載した重要事項説明書を作成し、それをもって訪問看護のサービス内容とします。

第6条 （サービス提供の記録）

1. 事業者は、訪問看護のサービス実施ごとに内容を記録簿に記入し、サービス終了時に利用者およびその家族の確認を受けることとします。利用者およびその家族の希望があれば、控えをいつでも交付します。
2. 事業者は、利用者の訪問看護のサービス実施記録簿を作成し、この契約の終了後も法や条例に定められた期間保管します。
3. 利用者およびその家族は、当該利用者にかかる第2項のサービス実施記録簿を、当該事業所の営業時間内に閲覧できます。
4. 利用者およびその家族は、当該利用者にかかる第2項のサービス実施記録簿の複写物の交付を受けることができます。ただし、複写物にかかる費用については実費を請求いたします。

第7条 （料金）

1. 利用者は、訪問看護のサービスの対価として、重要事項説明書に定める料金の通り事業者に支払います。
2. 事業者は、当月料金の合計額を、明細を請求書に付して利用者に送付します。
3. 利用者は、当月料金の合計額を、請求書に記載の期日までに事業者の指定する方法で支払います。
4. 利用者の居宅において、サービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気・電話などの費用は、利用者の負担とします。

第8条 （契約内容の変更）

1. 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより、料金の変更（増額または減額）を申し入れることができます。
2. 利用者が料金の変更を承諾する場合は、新たな料金に基づく重要事項説明書料金表を作成し、相互に取り交わします。
3. 利用者は、料金の変更を承諾しない場合は、事業者に対し文書で通知することにより、契約を解約できます。
4. 訪問看護計画の内容が、利用者の合意により変更され、事業者が提供するサービス内容または介護保険適用範囲が変更となる場合には、事業者は予めその内容を重要事項説明書料金表で説明し、承諾を得てこの契約を一部変更する覚書を締結するものとします。ただし、変更内容が利用者の費用負担の増減を伴わない場合には、利用者の承諾を得た上で、訪問看護の内容の変更合意書締結に代えることができます。

第9条 （契約の終了）

1. 利用者は事業者に対して、14日の予告期間において文書で通知をすることで、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変・急な入院など、やむを得ない事情がある場合は、予告期間が7日以内の通知でも、この契約の解約ができます。
2. 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において、理由を示した文書で通知することで、この契約の解約ができます。
3. 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することで、直ちにこの契約の解約ができます。
 - ① 事業者が正当な理由なく、サービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合

- ④ 事業者が破産した場合
- ⑤ その他事業者がこの契約に定めるサービス提供を正常に行い得ない状況に陥った場合
- 4. 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することで、直ちにこの契約の解約ができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず、14日以内に支払われない場合
 - ② 利用者またはその家族などが、事業者やサービス提供の従事者に対して、この契約を継続し難いほどの迷惑行為・背信行為を行った場合
 - ③ 利用者又はその家族が事業者や介護支援専門員に対していわゆるハラスメント行為を行い、注意喚起したにも関わらず改善が見込めない場合
 - ④ 地震等の天災その他やむを得ない事情によって継続的な運営が困難になった場合
 - ⑤ 前各号の他、適切なサービスの提供を継続できないと判断した場合
- 5. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設や医療施設に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - ③ 主治医により訪問看護が必要ないと判断されたとき
 - ④ 利用者が死亡した場合

第10条 （訪問看護師の交替）

- 1. 利用者は、選任された訪問看護師の交替を希望する場合は、当該訪問看護師が、業務上不適当と思われる事情、若しくは交替を希望する理由を明らかにし、事業者に対し、選任された訪問看護師の交替を申し入れることができます。
- 2. 事業者は、訪問看護師の交替によって、利用者およびその家族に対し、訪問看護のサービスを利用する上で、不利益が生じないように十分に配慮します。
- 3. 事業者は、選任された訪問看護師が、体調不良などの理由により訪問できない場合は、代替の訪問看護師を人選し、利用者およびその家族に連絡します。

第11条 （秘密保持）

- 1. 事業者および事業者に従事する者は、サービス提供をする上で知り得た、利用者およびその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続されます。
- 2. 事業者は、利用者およびその家族の有する問題や、解決すべき課題などについて話し合うためのサービス担当者会議において、利用者およびその家族の個人情報を、情報を共有するために用いることを、本契約をもって同意したとみなします。

第12条 （緊急時の対応）

事業者は、訪問看護のサービスを提供しているときに、利用者の病状に急変が生じた場合、またはその他必要な場合は、速やかに主治医または家族へ連絡するとともに、その他必要な措置を講じます。

第13条 （賠償責任）

- 1. 事業者は、訪問看護のサービス提供にともない、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、事業者に故意・過失がない場合はこの限りではありません。
- 2. 第1項の場合において、利用者の重過失によって当該事故が発生した場合は、事業者が負う損害賠償額は減額されます。

第14条 （身分証携行義務）

訪問看護のサービス従事者は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者またはその家族から提示を求められた場合、いつでも身分証を提示します。

第15条（協議義務）

利用者は、事業者が訪問看護のサービスを提供するにあたり、可能な限り事業者に協力しなければなりません。

第16条（連携）

事業者は、訪問看護のサービス提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスを提供する者または福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第17条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者およびその家族からの相談・苦情などに対応する窓口を設置し、事業者が提供した訪問看護のサービスに関する利用者の要望・苦情などに対し、迅速かつ誠実に対応を行います。

第18条（本契約に定めのない事項）

1. 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定めのない事項については、介護保険法令や健康保険法令その他関係諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第19条（裁判管轄）

この契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることとし、予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者および事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

私（利用者及びその家族）は、訪問看護サービス重要事項説明書、契約書の説明を受け、同意いたします。

利用者（代理人を選任する場合は利用者の押印は不要です。）

〒 _____

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

代理人（選任する場合）

〒 ー

住 所 _____

氏 名 _____ 印

続 柄 _____

電話番号 _____

事業者

事業者名	株式会社福あーる訪問看護リハビリステーション	
事業者住所	福岡市博多区博多駅前四丁目18番19号	
代表者名	代表取締役 太田 友樹	印

事業所名	福あーる訪問看護リハビリステーション
事業所住所	福岡市早良区重留二丁目19番5-1号 アニィ重留B棟101号室
事業所番号	4061192003